明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

五項若しくは第四十三条の三第一項の規定の運用に関し原子炉設置者に係るものにあつては第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては国土交通大臣に、又は第六十条第二項の規定の運用に関し同条第一項に規定する主務大臣に、それぞれ」を「、第五十一条の二十四第一項、第五十七条第二項、第五十七条の三第一項、第六十条第二項又は第六十四条の三第五項の規定の運用に関し、原子力規制委員会に」に改め、同条第五項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「若しくは第四十四条第一項」を「、第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項」に、「若しくは第四十六条の七」を「、第四十六条の七若しくは第六十四条の二第三項」に、「若しくは第五十七条の二第一項」を「、第五十七条の二第一項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項」に改め、「第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」の下に「若しくは第六十四条の三第七項」を加える。

第七十二条の二中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十二条の二の二中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十二条の三及び第七十二条の四を削る。

第七十三条中「又は船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び同法に基づく命令の規定による検査」及び「又は実用船用原子炉」を削る。

第七十四条の二中「経済産業省又は国土交通省」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十八条第四号中「又は第五十六条の三第六項又は第六十四条の三第八項」に改め、同条第二十七号の次に次の三号を加える。

二十七の二　第六十四条の三第一項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三　第六十四条の三第四項の規定による命令に違反した者

二十七の四　第六十四条の三第六項の規定による命令に違反した者

第八十一条第一号中「第二十三条第一項第三号又は第五号に掲げる」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の」に改め、同条第二号中「第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）」の下に「、第二十七号の二から第二十七号の四まで」を加える。

第十六条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第十一項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六章の二中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第六十一条の九及び第六十一条の二十一中「一に」を「いずれかに」に改める。

第六十七条第一項中「、文部科学大臣」を削り、「核原料物質使用者については原子力規制委員会、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については文部科学大臣」を「核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については原子力規制委員会」に改め、同条第五項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十八条第一項中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改め、同条第四項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第十二項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「（第七十四条の二第一項の規定により保障措置検査を行い、又は同条第二項の規定により立入検査を行う原子力規制委員会の職員を含む。次項、第十七項及び第十八項において同じ。）」を削り、同条第十三項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第十五項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第十六項から第十八項までの規定中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十九条第一項中「又は文部科学大臣」を削る。

第七十条第一項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十一条第一項各号を次のように改める。

一　発電用原子炉に係る許可等をする場合　経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣）

二　船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合　国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣）

三　試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合（前二号に該当するものを除く。）　文部科学大臣

第七十一条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「、文部科学大臣若しくは」を「若しくは」に改め、同項を同条第六項とする。

第七十四条の二を削る。

第十七条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十二条―第四十三条の三の四）」を「第四章　原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十二条―第四十三条の三の四）　第一節　試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十二条―第四十二条の三の四）　第二節　発電用原子炉の設置、運転等に関する規制（第四十三条の三の五―第四十三条の三の三十三）」に、「第五章の三　核燃料物質等の使用等に関する規制（第五十二条―第五十七条の八）」を「第五章の三　核燃料物質等の使用等に関する規制（第五十二条―第五十七条の八）　第五章の四　原子力事業者等の責務（第五十七条の九）」に改める。

第一条中「これら」を「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉」に改める。

第二条中第十二項を第十三項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7　この法律において「原子力施設」とは、次条第二項第二号に規定する製錬施設、第十三条第二項第二号に規定する加工施設、第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、第四十三条の四第二項第二号に規定する再処理施設、第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設並びに第五十三条第二号に規定する使用施設等をいう。

第四章（第四十三条の三の二第一項及び第四十三条の三の三を除く。）中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第四章中第二十三条の前に次の節名を付する。

第一節　試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制

第二十三条第一項中「原子炉」を「発電用原子炉以外の原子炉（以下「試験研究用等原子炉」という。）」に改め、同条第二項第三号及び第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第五号中「原子炉及び」を「試験研究用等原子炉及び」に改め、同項第七号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十三条の二の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第二十四条第一項第一号及び第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第三号中「使用済燃料を含む。以下同じ」を「使用済燃料を含む。第四十三条の三の五第二項第七号を除き、以下同じ」に、「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。